

未就学児の被保険者均等割額の減額

就学前まで*の被保険者がいる場合、当該被保険者に対する医療分および後期高齢者支援分の被保険者均等割額を、5割(軽減対象者については、軽減後の額の5割)減額します。

※6歳に達する日以降で最初の3月31日(4月1日が誕生日の場合は、その前日)まで

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、特別徴収(年金天引き)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 2月 28日	来年 3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人(今年度内に75歳に到達する人を除く)は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料の1回当たりの合計徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
納期限	第1期 7月 31日	第2期 9月 2日	第3期 9月 30日	徴収月	10月	12月	来年 2月

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、納入通知書または国民健康保険被保険者証のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に本店や支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、納入通知書と通帳、金融機関届け出印を持参の上、お申し込みください。申し込みをした月の翌月末納期限以降の保険料から口座振替を開始します。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に「令和6年度(令和5年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無に関わらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明となり、保険料の軽減などの措置や適正な医療給付が受けられないことがあります。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳とは、あなたが使っている薬を記録するための手帳です。医療機関や薬局に行く際には必ず持参しましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに分けて、1冊にまとめましょう。



お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 現在までの薬剤処方履歴、副作用歴、アレルギーなどが明確に伝えられる
- 災害時等に服用中の薬が分かる

国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

特定健康診査を受けましょう

対象者(長期入院、施設入所者などを除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。受診券を使うと、市から約1万円の補助が受けられるので、自己負担金500円または無料(令和5年度市民税県民税非課税世帯)で受診できます。通院中の人も対象となりますので、かかりつけ医にご相談ください。詳しくは、受診券に同封の案内または広報津6月16日号と同時期に配布の「令和6年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。



問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX 229-5001